

## 伊吹山利用と保全のローカルルールの一部改正について

### (概要)

近年の利用状況（冬季登山、スキー、スノーボード等）に応じた注意喚起や、昨今全国的に発生している登山時の事故に即した内容とするため、利用者側編に必要な事項を追加する

### (改正内容)

利用者側編において、

- (1) 利用者自身の責任において事故回避措置を講じるよう、（冬期登山、スキー、スノーボード）のルールを加える。
- (2) 入山時の一般的な安全配慮事項として（安全配慮）のルールを加える。
- (3) 主催者が、企画段階から適正利用に配慮するよう（トレイルランニング大会、登山マラソン大会）のルールを加える。

## 【伊吹山 利用と保全のローカルルール】

### I. 利用者側編

伊吹山の自然環境を守るためには、訪れる皆さんの協力が必要です。皆さんの意識と行動が、そのまま環境破壊にも、また自然保護にもつながります。伊吹山自然再生協議会では、利用者の皆さんに守っていただきたいルールを定めています。伊吹山の貴重な自然を将来にわたって体験していただくためにも、このルールに沿った利用をお願いします。

#### （お花畑の植生保護等）

- ・人の踏みつけによって、お花畑が失われています。歩道を外れて花畑へ立ち入らないでください。
- ・ロープや柵が設置されている場所ではそれを越えて立ち入らないでください。
- ・写真撮影時や観察時などに、歩道を外れたり柵を越えて立ち入ったりしないでください。また、歩道沿いの植物の踏みつけに注意してください。
- ・写真撮影時や観察時などに、他の利用者の通行のさまたげにならないように配慮してください。
- ・東遊歩道は、岩やぬかるみがあり歩きにくく危険なので、注意が必要です。下り専用として利用してください。

#### （希少動植物の保護）

- ・ドライブウェイでは、動植物保護のためガードレールより外に立ち入らないでください。
- ・猛禽類への餌付けなど野生動物に食べ物を与えることは、生態系を乱し野生生物に悪影響がありますので、絶対にしないでください。
- ・動物の撮影や観察を目的として、接近や刈り払い等、動物の行動に影響を与える行為をしないでください。

#### （自然環境への配慮）

- ・動植物の採集は禁止されています。また、石や落ち葉も伊吹山の生態系の一部です。持ち出さないでください。
- ・外来種、園芸種を持ち込まないでください。外来種や園芸種が広がると、伊吹山在来種に影響を与え、お花畑の消失につながります。
- ・野生動植物への影響や他の利用者への配慮から、駐車場から先（天然記念物指定区域内）へは、ペットを持ち込まないでください。
- ・たき火、バーベキュー、コンロ使用など、火の使用は厳禁です。また、喫煙者は灰皿を携帯してください。（天然記念物指定区域内では、喫煙しないでください。）

#### （ごみ、騒音等）

- ・ごみは全て持ちお持ち帰りください。
- ・休憩場所などで大声や大きな音を出さないでください。
- ・喫煙者は灰皿を携帯してください（天然記念物指定区域内では、喫煙しないでください。）
- ・トイレは登山口や山頂駐車場にあります。野外排せつはしないでください。
- ・山での宿泊は山小屋や宿泊施設を利用してください。お花畑の踏みつけにつながりますのでテントでの野営は御遠慮ください。

### (冬季登山、スキー、スノーボード)

- ・伊吹山スキー場は平成20年より休業しており、スキー場による安全管理は行われていません。冬季登山・バックカントリースキー（ボード）は特有な危険を伴うスポーツであることを認識され、それぞれの自己責任のもとに入山して下さい。また、自分の身を守り、他人の迷惑とならないようにして下さい。

### (安全配慮)

- ・必ず登山届を出して下さい。インターネット登山届も利用できます。  
(滋賀県警察の広場「山岳遭難、登山に関する諸注意」  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/police/seikatu/chiki/chiki02.html>)
- ・山岳遭難、登山に関する諸注意（詳しくは上記 Web ページ参照）を守ってください。  
(1)地図やコンパスを必ず持つ、(2)所要時間を計算し、暗くなる前に下山する、  
(3)道に迷ったら来た道に戻る、(4)単独登山は避ける、(5)登山届を提出する

### (トレイルランニング大会、登山マラソン大会)

- ・大会主催者は、地権者、関係行政機関等と事前調整を実施し、法令を遵守して下さい。
- ・大会主催者は、大会参加者に対し、大会を通じて適正なスポーツマナーの普及に努め、自然環境や利用環境問題の啓発、入山協力金制度への理解促進を実施して下さい。
- ・特別保護地区や脆弱な自然環境を含む区間は、歩行区間の設定、登山道外への踏み込み防止柵の設置、マット敷設による養生の実施、監視員の配置等によって自然環境に影響を与えないよう実施できる場合に限り、コースに含めるようにして下さい。
- ・大会前後のモニタリングによって、自然環境の改変が確認された場合は、主催者は原状回復措置もしくは改善措置の協議を地権者、関係行政機関等と実施して下さい。
- ・大人数での開催となる場合、下りルートは大会コース外とすることを推奨しますので、伊吹山ドライブウェイからのバス下山を検討して下さい。
- ・事前調整の際は、以下のチェックリストを参考にして下さい。

一般的事項	
主催者、管理者、参加者の責任体制を明確にできているか	
悪天候時、速やかに中止判断ができる体制を整えているか	
スタッフや参加者が分かるよう腕章やゼッケンを準備しているか	
ウェブサイトや登山口、主要な利用拠点等において、大会の開催日時、コース区間、周知事項を設置できているか	
環境配慮	
集合地点・スタート地点は、自然環境への影響が少ない場所を選んでいるか	
監視スタッフの人数に対し、適正な上限人数を設定しているか	
トイレはなるべく入山前にすませるよう呼びかけているか	
保全すべき重要な箇所には、監視員の配置等の適切な措置を取っているか	
ストックは禁止またはキャップ使用を義務付けているか	
ゴミは持ち帰るか、大会主催者が準備した場所を周知しているか	
安全面	
危険箇所はコースから除外するか、監視員の配置等の適切な措置を取っているか	
緊急事態の体制は整えられているか	
事前に危険個所の安全点検ができているか	
登山者等とすれ違う際は、登山者等を優先し、丁寧な声掛けを呼びかけているか	

## II. 受入れ側編

地元の方々や事業者の方々の協力なしでは、伊吹山の自然環境を保全していくことはできません。観光客や登山者を受入れる関係者が、一丸となって取り組んでいく必要があります。

伊吹山の豊かな自然環境を未来へ残していくために、伊吹山の自然環境に及ぼす影響が少しでも軽減されるよう、このルールにご協力ください。

### (天然記念物指定区域およびその周辺域について)

- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における土地の形状変更、植物の移植、展示をしないでください。
- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における工作物の新築、改築、増築、広告物の設置等については、自然景観に配慮し、伊吹山の自然景観を損なわないものとしてください。
- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における刈取りなどの草地管理、外来種の駆除、補植などについては、伊吹山自然再生協議会において協議のうえ、その取組方針に従ってください。

### (施設管理について)

- ・遊歩道、登山道、ドライブウェイ等の補修等に当たっては、形状を大きく変えない工法、在来種による緑化など、景観と自然環境の保全に配慮してください。
- ・遊歩道、登山道、ドライブウェイ、山小屋周辺等の刈取りについては、山地草原種の保全のため、最低限の幅とし、刈取り時期を考慮してください。
- ・スキー場やパラグライダー場の草地管理については、牧草の種子を散布せず、在来種による緑化に努めてください。また、刈取り時期は山地草原種の保全を考慮するなど、伊吹山の自然の保全に配慮して実施してください。
- ・草地管理・歩道管理・車道管理等の作業時に植物の踏みつけなどに注意してください。
- ・ごみや生活排水の処理を適切に行ってください。
- ・施設の整備等に当たって外来種・園芸種を持ち込まないでください。

### (利用者に対する働きかけ)

- ・利用者に対して野生動物に対する餌付けやごみの投げ捨てをしないように、それらの行為をしている利用者に声をかけるなど、「利用ルール」の普及啓発にご協力ください。
- ・利用者が遊歩道を外れて歩かないよう注意喚起してください。